

給 実 甲 第 1 3 6 1 号

令 和 7 年 5 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）以降は、これによってください。

なお、この通知による改正後の給実甲第197号犯則取締等手当（規則第28条の5）関係第3項(1)に掲げる「重大かつ凶悪な犯罪」が施行日前にした行為に係るものである場合における同項(1)の規定の適用については、同項(1)中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この(1)において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役若しくは旧刑法第13条に規定する禁錮」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
十四の二 犯則取締等手当	十四の二 犯則取締等手当

(規則第28条の5) 関係 1・2 (略) 3 規則第28条の5第1項第10号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1) 「重大かつ凶悪な犯罪」とは、死刑又は無期若しくは長期3年以上の<u>拘禁刑</u>に当たる凶悪な罪をいう。 (2)～(4) (略)	(規則第28条の5) 関係 1・2 (略) 3 規則第28条の5第1項第10号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1) 「重大かつ凶悪な犯罪」とは、死刑又は無期若しくは長期3年以上の<u>懲役若しくは禁錮</u>に当たる凶悪な罪をいう。 (2)～(4) (略)
--	---

以 上